

奈良県告示第二百四十三号

奈良県収入証紙条例施行規則（昭和三十九年三月奈良県規則第六十六号）第六條第二項の規定により、次のとおり奈良県収入証紙売りさばき場所の変更を承認した。

令和三年十一月二十四日

奈良県知事 荒井正吾

売りさばき場所を変更した 指定売りさばき人の名称	変更前の売りさばき場所	変更後の売りさばき場所
一般財団法人奈良県交通安全 全協会	御所市一五七三 高田警 察署御所警察庁舎内	御所市大字東松本二八一 の三 高田警察署御所警 察庁舎内